

東広島市高屋地域包括支援センター介護予防支援事業所運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人本永福祉会が設置する東広島市高屋地域包括支援センターの行う指定介護予防支援事業は、可能な限りご自宅等で自立した日常生活を送るために、各種介護予防サービスを総合的かつ効率的に利用できるよう指定介護予防支援を提供することを目的とします。

介護予防支援サービスを提供するにあたっての基本方針は以下のとおりです。

1. ご利用の方及びご家族にサービス内容について説明し、文書により同意を得たうえでサービスを提供します。
2. ご利用の方のサービス利用目的、心身の状況等に応じた介護予防サービス計画を作成します。計画の作成にあたっては、ご利用の方の人格を尊重し、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、常にお客様の立場に立った公正中立な計画の作成に努めます。
3. 事業の実施にあたっては、東広島市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び地域における様々な取り組みとの連携を図り、より良い介護予防サービスが提供されるよう努めます。
4. ご相談内容や個人情報などのお客様に関する情報を、許可なく他にお知らせすることはありません。

第2条 事業所の名称及び所在地

- (1) 名称 東広島市高屋地域包括支援センター介護予防支援事業所
- (2) 所在地 東広島市高屋町高屋堀 3486 番地

第3条 職員の職種、員数及び職務内容

当事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 常勤1名(担当職員と兼務)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとします。

- (2) 担当職員(担当職員のうち1名は管理者と兼務)

- ・ 保健師 常勤1名以上
- ・ 社会福祉士 常勤1名以上
- ・ 主任介護支援専門員 常勤2名以上
- ・ 介護支援専門員 常勤1名以上

担当職員は、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員とし、指定介護予防支援の提供に当たるものとします。

第4条 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 営業日 土曜日・日曜日及び祝日・12月29日から1月3日までの間を除く毎日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
- (3) ご相談については携帯電話等により、上記以外の日及び時間帯でも対応いたします。

第5条 指定介護予防支援の提供方法

1. 介護予防支援の提供は、利用申込者等からの依頼に基づき行うこととし、介護予防支援の提供に際し、当該利用申込者等に対し、運営規程の概要及び介護予防サービス等の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者等の同意を得た上で行うものとします。
2. 介護予防支援の提供は、介護予防サービス計画が第1条に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等について説明を行い理解を得た上で行います。
3. 介護予防支援の提供は、居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。

第6条 介護予防支援の内容

介護予防支援の内容は次のとおりとします。

1. 担当職員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族等に面接等を行い支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析をし、その課題に基づき介護予防サービス計画原案を作成します。
2. 担当職員は、介護予防サービス原案についてサービス担当者会議を開催するとともに、専門的な意見を徴収し、介護予防サービス計画を作成する。介護予防サービス計画については利用者等に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画書を交付します。
3. 担当職員は、介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づいて適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行います。
4. 担当職員は、必要に応じて利用者宅を必要に応じて訪問するなどの方法により、計画の実施状況を把握するとともに、3～6ヶ月に1回、計画の達成状況について評価を行います。

第7条 利用料金

1. 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
2. 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援等に要した費用は、東広島市旅費に関する規則(昭和49年4月20日規則第7号)に定める額とします。
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとします。

第 8 条 通常のサービス実施地域

通常の事業の実施地域は、東広島市高屋町の全域とします。

第 9 条 サービス提供中の事故について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとらせていただきます。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償いたします。

また、事故発生状況及びその後の対応について記録に留め、ご要望におじて開示いたします。

第 10 条 従業員の守秘義務

業務上知り得たお客様の個人情報については、従業員は将来においても守秘義務を負います。

第 11 条 虐待防止に関する措置

1. ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを東広島市に通報します。

第 12 条 従業員の資質向上

担当職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備するものし、サービスの向上に努めます。

第 13 条 サービス内容に関する相談・苦情対応

当事業所で提供した介護予防支援に関する苦情、或いは計画に基づいて実施されたサービスに対する苦情等がございましたら、以下のところで受け付けます。直接または電話、FAX、郵送、Eメールでも受け付けます。

- ① 社会福祉法人本永福祉会 担当者 事務局長 下竹 歳史
電話 082-434-0455 FAX 082-434-0465(全サービス共通)
Eメール main@misonoryo.com
- ② 直接または電話での受付については、営業時間帯内になります。それ以外の方法でのお申し出については、制限はありません。

第 14 条 その他の留意事項

この規定に定めるもののほかサービスの提供に関する重要事項については、東広島市との協議により、都度対応いたします。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。